第明三治二十五種郵便物認可
△
○
○

平成２２年（フ）第３６０２号
東京都文京区本駒込３丁目21－８－501
破産者　山田　　暁
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６０３号
東京都文京区本駒込３丁目21－８－501
破産者　山田　浩子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６１３号
東京都日野市旭が丘４丁目７－５－２－320
破産者　山中日出夫
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６２０号
東京都品川区中延４丁目20－３－102
破産者　犬塚　圭子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６３８号
東京都練馬区土支田４丁目32―24―101
破産者　島田いこ枝
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６３９号
千葉県千葉市稲毛区山王町287－１－601
破産者　今野　誠二
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６８２号
東京都江東区亀戸６丁目22－３－701
破産者　村本　　茂
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６９６号
埼玉県入間市東藤沢８丁目40－１－Ａ－202
破産者　大石　清美
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６９７号
埼玉県川口市川口５丁目９―38―303
破産者　藤原美由紀
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７００号
東京都台東区雷門１丁目12－８－404
破産者　三室　秀幸
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７０１号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮５丁目60―２－Ｉ―101
破産者　藤田　信幸
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７０２号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮５丁目60―２－Ｉ―101
破産者　藤田　真弓（旧姓木村）
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７１２号
東京都練馬区高松５丁目14―12―203、住民票上の住所千葉県印西市原２丁目５－Ｈ－103
破産者　久永　景子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７１４号
千葉県松戸市新松戸３丁目406－１
破産者　田中　睦生
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７１５号
千葉県松戸市新松戸３丁目406－１
破産者　田中美恵子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７３５号
埼玉県春日部市中央１丁目57－３　プレ・アビタシオン春日部Ⅱ101
破産者　布川　洋平
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７３８号
千葉県松戸市新松戸３丁目１－１　パークハウス新松戸311―1205
破産者　松本　誠司
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７３９号
千葉県松戸市新松戸３丁目１－１　パークハウス新松戸311―1205
破産者　松本　秀子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７５９号
東京都江戸川区西小岩１丁目21―22―402、登録原票上の住所東京都葛飾区西新小岩３丁目25―18
破産者　東貴玉こと　李　　貴玉
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７６５号
東京都品川区平塚２丁目20－３
破産者　門馬　蓉子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３７９５号
東京都世田谷区大蔵３丁目２―14―503
破産者　後藤志津江
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８１５号
神奈川県横浜市青葉区田奈町４―20―202
破産者　坂中　明彦
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部